

甲賀市自治基本条例策定委員名簿

NO	区分	氏名	備考
1	1号委員	小林 慶太郎	四日市大学教授
2	2号委員	村上 元庸	区長連合会代表
3		山川 宏治	自治振興会代表
4		寺田 勝典	市民活動団体
5		安達 みのり	市民活動団体
6		黄瀬 聖師	社会福祉協議会代表
7		奥野 麻美子	市民活動団体
8		穴戸 俊夫	人材活性化事業運営委員長
9		大原 和代	更生保護女性会会長
10	3号委員	田村 勝代	公募
11		橋本 博行	公募
12		増山 達哉	公募
13		田中 勇	公募
14	4号委員	三浦 浩一	現 甲賀市総合計画策定審議会委員
15		馬場 康次	元 甲賀市自治振興委員会委員

(設置)

第1条 本市における自治の基本的理念や、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の策定にあたり、市長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の調査及び審議に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
- (4) その他、条例の制定のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他、市長が適当と認めた者

2 委員の任期は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料）

第7条 委員長は、議事に関して必要と認めた場合において、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に行われる委員会は第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

（条例の失効）

3 この条例は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日をもって、その効力を失う。

甲賀市自治基本条例策定委員会傍聴マニュアル（案）

- 1 傍聴の手続き
会議を傍聴しようとする者は、会議の開始10分前までに入室しなければなりません。
- 2 傍聴の定員
傍聴の定員は、原則として10人程度とし、会議の都度、委員長が会議室の収容人員等を考慮して決定します。
- 3 傍聴席に入ることができない者
次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。
 - (1) 銃器その他危険なものを所持している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 傍聴者の守るべき事項
すべての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。
 - (1) 一切の発言はできません
 - (2) 飲食又は喫煙はできません。ただし、お茶などの飲み物（蓋付きの容器）はこの限りではありません。
 - (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
 - (4) むやみに席を離れることはできません。
 - (5) 携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードにしてください。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、すべて係員の指示に従うものとします。
- 5 傍聴者の退室
傍聴者は、委員長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこのマニュアルに定める事項に従わない場合で、委員長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。
- 6 その他
このマニュアルに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

甲賀市自治基本条例策定委員会基本ルール（案）

市民参加の開かれた場として、本市における市民主体のまちづくり及び市民参加の推進に資することを目的に設置された自治基本条例策定委員会を、円滑かつ効率的に運営するため、下記のとおり「基本ルール」を定めます。

1 時間を守る

時間は、全員の共有であることを自覚し、時間を大切にしましょう。

- ① 会議の開始時間、終了時間を守りましょう。
- ② 氏名を名乗ってから発言しましょう。
- ③ 一つの発言は、原則 1 分以内にしましょう。
- ④ 事情により会議に遅刻、欠席する場合は、事前に事務局に連絡しましょう。
- ⑤ 進行役は、発言者が偏らないように、公平な運営に配慮しましょう。

2 自由な発言を尊重する

委員のみなさんは、平等の立場にあるので、公平で民主的な会議の進行に努めましょう。

- ① 前向きな意見に努めましょう
- ② 一人ひとりの発言を尊重し、自分の主張を押し付けないようにしましょう。
- ③ 意見に異論があるときは、自分の意見を交えながら述べるように努めましょう。
- ④ 特定の個人や団体等の誹謗・中傷・批判は行わないようにしましょう。

3 徹底した議論を行う

結論を急がず、お互いが納得いくまで議論を深めましょう。

- ① 市全体を広い視点で見渡し、冷静に議論を行いましょう。
- ② 地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。

4 合意形成に向けて努力する

合意に基づく提言書づくりに向けて、全員が積極的に取り組みましょう。

- ① 少数意見も尊重しましょう。
- ② 合意した内容は尊重しましょう。

5 その他

本ルールのほかに、予測しない問題への対応や新たなルールが必要になったときは、策定委員会で検討します。

※筆記用具は各自で準備します。

検討スケジュール	日程	策定委員会	庁内作業チーム	備考
自治基本条例の必要性について	平成25年6月21日（金）		庁内検討委員・庁内作業チーム合同会議 ・四日市大学小林教授の講話 ・策定計画の説明	
自治基本条例についての学習 （検討課題の共有）	7月23日（火）		第1回庁内作業チーム勉強会	
	7月25日（木）	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・自己紹介 ・会議の公開、基本ルールについて	第1回策定委員会に同席	
	8月中旬～下旬		第2回庁内作業チーム勉強会	
	8月21日（水） 午後	第2回策定委員会 ・小林教授講話 ・意見交換会		
	9月3日（火） 午後	第3回策定委員会（ワークショップ） ・甲賀市の特徴（強み・良いところ）（弱み・悪いところ） ・今後、策定委員会を考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）		
	9月20日（金） 午後	第4回策定委員会（ワークショップ） ・強み、弱みの抜けているところを考える。 ・強みを活かし、弱みを補うためのしくみを考える。		
	10月18日（金） 午後	第5回策定委員会 ・各グループの意見を問題群ごとに整理した内容を元に検討		
	11月7日（木） 夜	第6回策定委員会 ・各グループの意見を問題群ごとに整理した内容を元に検討（前回の続き）		
	11月29日（金） 午後	第7回策定委員会 ・各グループの意見を問題群ごとに整理した内容を元に検討（前回の続き）		
	自治基本条例の項目・テーマの検討について	12月16日（月） 午後	第8回策定委員会 ・想定される項目の部会分け（案） ・これまでの議論の内容（想定される項目別）について ・部会の班分け	
部会によるテーマ別検討 （具体的な検討）	平成26年1月10日（金） 午後	第9回策定委員会 ・条例に盛り込む具体的な内容の検討（部会に分かれての検討を想定）		
各部会に分かれて項目別の条例骨子案の作成				
中間報告 （条例骨子案のまとめ）	3月中旬	第10回策定委員会 ・各部会からの進捗状況の報告 ・条例に盛り込む具体的な内容の検討（部会ごとに）	庁内検討委員会（部長会メンバー）は策定委員会で検討中の骨子案について共通理解	

平成26年度～

平成26年度の予定

- 学区単位説明会・・・策定委員会が策定した条例骨子案を23の自治振興会エリアで説明
- タウンミーティング・・・骨子案をもとに作成された条例素案を旧町単位で説明
- パブリックコメント・・・タウンミーティング開催時期に広く一般市民からの意見を聴取

自治基本条例策定計画案 (平成25年度分)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>広報掲載</p> <p>公募委員募集</p> <p>区長連合会、地域区長会</p> <p>自治振興会代表者連絡会議</p> <p>自治基本条例フォーラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の説明 公募委員募集 	<p>(広報6/1号)</p>	<p>(広報12/1号)</p>				<ul style="list-style-type: none"> 策定状況報告 フォーラムの案内 	<p>(広報12/1号)</p>	<p>(広報1/15号)</p>			<p>自治基本条例フォーラム</p>	
自治基本条例策定委員会				<p>7月25日(木) 10:00~</p> <p>第1回会議</p>	<p>8月21日(水) PM</p> <p>第2回会議</p>	<p>9月3日(火) PM</p> <p>第3回会議</p>	<p>9月20日(金) PM</p> <p>第4回会議</p>	<p>10月18日(金) PM</p> <p>第5回会議</p>	<p>11月7日(木) 夜</p> <p>第6回会議</p>	<p>11月29日(金) PM</p> <p>第7回会議</p>	<p>12月16日(月) PM</p> <p>第8回会議</p>	<p>1月10日(金) PM</p> <p>第9回会議</p>	<p>第10回会議</p>
<p>策定委員ワーキング会議(部会)</p> <p>A部会 (仮)前文、「総則」、「情報の共有」について検討</p> <p>B部会 (仮)「市民参加」、「住民自治のしくみ」検討</p> <p>C部会 (仮)「議会の役割・責務」、「行政の役割・責務」検討</p>												<p>各部会に分かれて項目別の条例骨子案作成</p>	
庁内作業チーム	<ul style="list-style-type: none"> 6月21日第1回合同会議 小林教授講話 スケジュール説明 		<ul style="list-style-type: none"> 第1回勉強会 7月23日 	<p>第1回会議に同席</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回勉強会 	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ 策定委員と合同 							<p>策定委員と庁内作業チーム委員が合同で検討</p>	
庁内検討委員会(部長級)	<ul style="list-style-type: none"> 条例策定計画 庁内検討組織 	<p>4日 (部長会議)</p>										<ul style="list-style-type: none"> 策定委員で検討中の骨子案について共通理解 	